

ひきこもり支援職業体験モデル事業 業務委託仕様書

1 目的

ひきこもり状態にある者の社会参加を支援するため、労働体験の機会を提供する。

2 契約期間

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

3 ひきこもり状態の定義

「ひきこもり状態」とは、おおむね6か月以上継続して次に掲げる状態（重度の障害、疾病、高齢を原因とするものを除く。）のいずれにも該当する状態であって、本人又はその家族が状態の改善を必要としているものをいう。

(1) 家族以外の者との交流を行っていない。

(2) 外出（家族以外の者との交流を目的としないものを除く。）をしていない。

なお、「ひきこもり状態」からの改善を図るため、ひきこもり地域支援センターや市町村などの関係機関からの支援により家族以外の者との交流や外出をしている者については、「ひきこもり状態」の者としてみなすものとする。

4 委託業務の内容

ひきこもり状態にある者（以下「当事者」という。）に対して、キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティング、受け入れ事業所の開拓、事業所とのマッチング、事業所見学への同行、インターンシップの実施までの一貫した支援を行うことにより、社会体験の機会を提供し、社会参加への意欲喚起を図ることを目的とするものである。

(1) キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティング

受託者は、個別カウンセリングを通して、スキル、価値観及び興味関心などから業種等の適性について当事者と検討すること。

(2) 受け入れ事業所の開拓

① 受託者は、事業所に対し、事業主旨等を説明し、受け入れ先を開拓すること。

② 受託者は、当事者の多様な社会参加につなげるため、複数の業種の事業所へアプローチし、受け入れ先を確保すること。

③ 受託者は、受け入れについて合意した企業には、あらかじめ誓約書（委託契約書第10条第2項に定める別添様式1の添付書類2②誓約書（様式1-4-2）によること。）の提出を依頼し、県に提出して確認を受けてから（3）以降に進むこと。

(3) 事業所とのマッチング

① 受託者は、(1)でのキャリアコンサルティング及び(2)での開拓した受け入れ事業所を勘案し、受け入れ候補のマッチングを行うこと。

② 受託者は、マッチングに際して当事者の交通手段などに配慮すること。

③ 受託者は、マッチングに際して当事者の同意を得ること。

(4) 事業所見学への同行

① インターンシップを円滑に行うため、当事者が事業所のイメージを持てるよう、事

前に事業所見学を行うこと。

② 事業所見学の際には、受託者も同行すること。

(5) インターンシップの実施

① 受託者は、受け入れ事業所とインターンシッププログラムの調整を行うこと。

② インターンシップ実施の人数は、最大20人までとする。

③ インターンシップ実施期間は、1人につき最長10日間とし、当事者及び受託者並びに受け入れ事業所の3者での合意により決定すること。

④ 受託者は、インターンシップ期間に必ずしも当事者に同行する必要はないが、当事者又は受け入れ事業所のいずれかから求めがあるときには、同行すること。

5 委託料上限額

3,378,000円（消費税及び地方消費税含む。）

6 報告

受託者は、この業務の実施状況について、次により県に報告すること。

(1) 実施状況報告書の提出

受託者は、ひきこもり状態にある者のインターンシップが終了する毎に、速やかに委託契約書第10条第2項により県に報告するものとする。

(2) 実績報告書の提出

受託者は、本業務の委託業務が完了した日から起算して30日を経過した日、又は契約期間の満了日のいずれか早い日までに、委託契約書第11条により報告書等を県に提出するものとする。なお、当該日が祝休日の際は前日の平日までとする。

(3) その他の報告業務

受託者は、県から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

7 守秘義務等

(1) 受託者の責務

① 受託者は、受託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この業務に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。

② 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。

③ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

8 特記事項

(1) 本業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、業務目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 委託業務実施に当たっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

- (3) 本業務を実施するに当たっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること。
- (4) 本業務に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に連絡すること。

9 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。